

## 8. 福祉医療

ほけんねんきんか でんわ  
保険年金課 ☎ 0749-65-6516

### (1) 福祉医療費助成

福祉医療費助成制度は、医療費<病院で 必要な お金>を 助けてもらうことができる 決まりです。

#### ◆助成<お金の助け>をもらえる人

種類	受給券<お金の助け>をもらえる人
乳幼児	0歳から 小学校に入るまでの子ども
子ども	小学校1年生から中学校3年生の子ども
重度心身しょうがい者	身体障害者手帳(1~3級、4級の一部分)、または療育手帳(A1、A2)を持っている人、特別児童扶養手当1級に当てはまる人
ひとり親家庭	ひとり親家庭で18歳未満の子どもを育てている母(父)と18歳未満の子ども、または父も母もない18歳未満の子ども
65~74歳	65歳から74歳で、住民税を払わなくていい家庭の人

#### ◆福祉医療費助成の内容

・当てはまる人は 市役所の 保険年金課(または 北部合同庁 舎くらし窓口課、各支所窓口)に 申し

こんでください。

福祉医療費受給券をもらいます。

・病院の 窓口で、健康保険証と 一緒に この受給券を出してください。医療費が 無料になります。

※無料になるのは、保険が 使える 医療費だけです。

※65歳から 74歳の方は、医療費の 一部を 自分で 払います。

※滋賀県の 外にある 病院に行ったときは、病院で 医療費を 払ったあと、手続きを すると お金が 返ってきます。

#### ◆受給券をもらうために 必要なもの(市役所の 窓口に 持って行くもの)

健康保険証

・身体障害者手帳 または 療育手帳(重度心身しょうがい者のとき)

・所得課税証明書(当てはまる人だけです。分からないときは 聞いてください。)

※ひとり親家庭の方は、市役所の こども家庭支援課に 相談してください。

※ほかにも 書類が 必要な 場合があります。市役所の 保険年金課に 聞いてください。

◆**受給者** <お金の助けをもらえる人>ではなくなったとき

①から⑤のとき、受給者ではなくなります。すぐに受給券を返してください。

- ①長浜市の外へ引っ越すとき
- ②死んだとき
- ③生活保護 <国から生活のためのお金を助けてもらうこと>を受けるようになったとき
- ④ひとり親家庭でなくなったとき
- ⑤重度心身しょうがい者に当てはまらなくなったとき

◆このようなときは、手続きをしてください。

こんなとき	必要なもの
入っている健康保険が変わったとき	新しい健康保険証
住んでいるところや名前が変わったとき	福祉医療費受給券
福祉医療費受給券をなくしたとき (もう一度もらうとき)	本人確認ができるもの (運転免許証、パスポート、在留カードなど)

◆滋賀県の外にある病院に行ったとき

滋賀県の外にある病院に行ったときは、病院で医療費を払います。あとで手続きをすると、お金が返ってきます。

【手続きに必要なもの】市役所の保険年金課に持って行ってください。

- ・福祉医療費受給券
- ・お金を入れてもらう銀行の口座番号などが分かるもの
- ・領収書 <病院でお金を払ったときにもらう紙>
- ・健康保険証
- ・高額療養費(p.31)、附加給付等の支給決定通知書<もらえることが決まると書いている紙>など  
(当てはまる人のみ)